白河小峰城薪能開催準備業務委託
公募型プロポーザル実施要領

１．目的

この実施要領は、白河市が、令和 9 年 5 月 22 日の「白河小峰城薪能」を開催するために必要な、準備業務の遂行に最も適格と判断される事業者を選定するために実施する公募型プロポーザルにおいて必要な事項を定めるものである。

２．業務の概要

①業務委託名称

令和 8 年度薪能開催準備業務委託

②業務内容

「別紙１　令和 8 年度薪能開催準備業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

③履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

ただし、履行期間内に提出を求める成果物等の納入期限は協議により定める。

④委託限度額

6,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、チケット販売によって受注者が得た収入は、受注者に帰属するものとする。

【参考】

令和 9 年度薪能運営業務委託

①業務内容

・会場設営および撤収

※特設能舞台、篝火、楽屋テントに係る業務は、本募集とは別に事業者を選定。

・舞台音響、舞台照明に係る事

・受付、警備、誘導対応

・案内サイン設置、掲示物作成

・チケット販売、管理

※本業務によって得たチケット収入は、受注者の収入とする。

また、詳細な業務内容については、受注者の提案事項も踏まえ、市と協議し、決定するものとする。

②履行期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日まで

③参考価格

14,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、チケット販売によって受注者が得た収入は、受注者に帰属するものとする。

④留意事項

別途契約予定。

３．担当課

市長公室文化スポーツ局文化振興課　担当：菅野

〒961-8602　福島県白河市八幡小路 7 番地 1

TEL:0248-28-5502　／　FAX：0248-24-1844

E-mail:bunkashinko@city.shirakawa.fukushima.jp

４．参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（２）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立がなされている者でないこと。

（３）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

（４）会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条もしくは第 644 条に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条もしくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立がなされていない者であること。

（５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行っていない者（優先交渉権者となった場合には、別に定める誓約書を提出するとともに、必要に応じ役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ承諾すること。）。

（６）公告日前日において、白河市から競争入札に係る参加停止及び指名停止措置を受けていないこと。

（７）令和 2 年 4 月以降、本業務と同種又は類似の業務について受託実績があること。

５．実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

ただし、実施スケジュールは、変更となる場合があります。変更があった場合は、参加表明者に直接連絡します。

	内　　容	期　間　等
1	公募開始	令和 8 年 10 月 20 日（火） ※白河市公式ホームページ上で公開する。
2	質問受付	令和 8 年 10 月 20 日（火）～ 令和 8 年 10 月 28 日（水）
3	質問回答	令和 8 年 10 月 20 日（火）～ 令和 8 年 10 月 30 日（金）
4	参加表明書受付	令和 8 年 10 月 20 日（火）～ 令和 8 年 11 月 6 日（金）
5	企画提案書等提出	令和 8 年 10 月 20 日（火）～ 令和 8 年 11 月 10 日（火）
6	書類審査結果通知	令和 8 年 11 月 13 日（金） ※選考結果は参加申込者にメールで通知する。
7	審査(ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ)	令和 8 年 11 月 18 日（水）
8	審査結果通知	令和 8 年 11 月 25 日（水）
9	契約締結	令和 8 年 12 月上旬予定

６．質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次の方法で提出すること。

（１） 提出期間

令和 8 年 10 月 20 日（火）から令和 8 年 10 月 28 日（金）午後 5 時まで

（２） 提出方法

以下のメールアドレスに提出し、送信後に必ず受信確認の電話連絡を行うこと。

他の方法による質問は一切受け付けない。

メールアドレス：bunkashinko@city.shirakawa.fukushima.jp

（３） 質問の回答

質問に対する回答は、令和 8 年 10 月 30 日（金）までに本市ホームページに掲載する。

７．参加表明の手続き等

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

なお、提出書類その他の関係資料は、本市ホームページからダウンロードすること。

【白河市ホームページ】http://www.city.shirakawa.fukushima.jp/

（１） 提出書類

① 参加表明書（様式１）

② 参加資格要件確認書（様式２、２－１）

直近 5 ヵ年の同種又は類似業務の契約実績を記載すること。また、契約実績の

内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。

③ 事業者概要書（様式任意）

事業者等の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等が把握できるもの（パンフレット等の会社概要で代用することも可。）。

④ 財務諸表

直前決算の貸借対照表・損益計算書

（２） 提出期間

令和 8 年 10 月 20 日（火）から令和 8 年 11 月 6 日（金）午後 5 時まで

※郵送の場合は提出期間内に必着のこと。

（３） 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）、宅配便いずれかの方法により提出すること。

（４） 提出先

白河市　担当部署（前記３参照）

８．辞退届の提出

参加申込後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次の方法で提出すること。なお、この場合でもその他の事業において不利益を被ることはないものとする。

（１） 提出書類

辞退届（様式３）

（２） 提出期限

令和 8 年 11 月 10 日（火）午後 5 時まで

（３） 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

（４） 提出先

白河市　担当部署（前記３参照）

９．企画提案書等の提出

本プロポーザルに関する企画提案書等は、次の方法で提出すること。

（１） 提出書類

① 企画提案書表紙（様式４）

代表者印押印の上、企画提案書の鏡表紙として提出すること。

② 会社概要書（様式５）

提案者の企業内容について記載すること。なお、認証取得については、証明できる書面の写しを添付すること。

③ 業務実施体制（様式６）

業務の実施体制、分担業務の内容について記載すること。

④ 業務工程表（様式７）

⑤ 企画提案書（任意様式）

企画提案書は、仕様書の目的・業務内容を踏まえ作成すること。なお、本プロポーザルにおいて最適な委託業者を選定するために必要な提案を求めるものであり、具体的な数値や根拠等を求めるものではない。

⑥ 見積書（任意様式）

数量、単価等積算根拠、内訳を明らかにすること。消費税及び地方消費税を含む額とし、委託限度額を超える提案は失格とする。

（２） 提出期間

令和 8 年 10 月 20 日（火）から令和 8 年 11 月 10 日（火）午後 5 時まで

※郵送の場合は提出期間内に必着のこと。

（３） 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）

（４） 提出先

白河市　担当部署（前記３参照）

（５） 提出部数

提出書類①～⑥の順序で製本し、インデックスを付け、簡易なＡ4 ファイルで提出すること。

・正本　１部（代表者印押印のもの）

・副本　７部（正本の写し）

１０．審査方法

（１） 審査（プレゼンテーション）

本業務の委託候補者の決定については、「白河小峰城薪能開催準備業務委託プロポーザル審査委員会」にて、見積金額が前記２で示す委託限度額の範囲内である者の中から、企画提案書及びプレゼンテーションによる内容等を審査し、最も優れた１者を選定する。

（２） 「白河小峰城薪能開催準備業務委託プロポーザル審査委員会」の設置

業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を厳正かつ公正に決定するため、本プロポーザルの実施にあたり、委託候補者の選定を行うため審査委員会を設置する。

（３） プレゼンテーション参加者の選定

複数の参加表明があり、全提案者のプレゼンテーションの実施が困難であると判断される場合は、参加資格要件を満たす者の中から、所管課において提出書類を審査し、一定基準に達している業者を選定する。なお、書類審査を実施した場

合は、令和 8 年 11 月 13 日（金）までに、企画提案書を提出した全ての参加者に、書類審査の結果について電子メールで通知する。

（４） 審査（プレゼンテーション）の開催日時

令和 8 年 11 月 18 日（水）午後 2 時から

※詳細については、プレゼンテーション参加者に別途通知する。

（５） 開催場所

白河市役所内　会議室

（６） 実施内容

プレゼンテーションの方法は任意とする。プレゼンテーションは企画提案書を資料とし、記載内容に基づいて行うこと。提案書と異なる内容による説明や追加資料の配布は認めない。

（７） 参加人員

プレゼンテーションの参加人数は 3 人以内とし、本業務の責任者（採用された場合に実施責任者となる者）を含むこと。

（８） 説明時間

プレゼンテーションの時間は、説明 20 分、質疑応答 10 分、全体 30 分程度とする。なお、各参加者によるプレゼンテーション間隔は 10 分程度とするので、その時間内に準備・撤収を行うこと。

１１．審査について

（１） 審査及び審査基準

本プロポーザルの審査は、審査委員会の各委員が評価を行うものとする。なお、審査基準については「別紙２　審査基準」のとおりとする。

（２） 審査

審査として、企画提案書の評価を行い、評価点の最高点を得た者を委託候補者として選定するものとする。

（３） 参加者が１提案者の場合について

審査委員会がプロポーザル実施要領、仕様書等の要件を満たすと判断した場合は、その１提案者を委託候補者として決定する。

１２．契約について

本募集によって選定された事業者は、本市と協議の上、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとする。

１３．失格となる提案者

提案者が、次に該当する場合は失格とすることがある。

（１） 参加資格の要件を満たさなくなった場合
（２） 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
（３） 提出書類に虚偽の記載があった場合
（４） 見積額が委託限度額を超えている場合
（５） 選考の公平性を害する行為があった場合
（６） 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査委員長が失格であると認めた場合

１４．その他留意事項
（１） 本プロポーザルに要する経費及び提出に係る経費は全て参加者の負担とする。
（２） 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市は、本業務に係る範囲において公表する場合その他必要と認める場合には、提出書類の内容を無償で使用できる。
（３） 提出された書類は、返却しないものとする。
（４） 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、企画提案等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
（５） 提出書類の提出後の修正又は変更は一切認めない。
（６） 企画提案書は、１事業者につき１案とする。
（７） 提出書類等に記載された個人情報は、本業務の委託候補者の選定のみに使用し、その他の目的には一切使用しない。
（８） 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、白河市情報公開条例（平成17年白河市条例第19号）に基づき提出書類を公開することがある。
（９） 審査に対する審査請求はできないものとする。